

劇場等の解除承認チェックシート 解除承認する場所・行為について審査し、結果を「○」「×」「／」で記入

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限る。		
		2 喫煙設備を設ける。		
		3 消火器具を設ける。		
		4 従業員等による監視体制が講じられている。		
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離の確保		
		2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない。		
		3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられている。		
		4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられている。		
		5 消火器具を設ける。		
	6 承認範囲は、次による。	(1)電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器		
		(2)気体燃料を熱源とする火気使用設備器具(カートリッジ式器具に限る。)		
		ア 舞台上、演技上必要なものに限る。		
		イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100cc以内		
		ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてある。		
		エ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内		
オ 燃焼の炎は、安定継続するもの				
カ 燃焼に際し火の粉が発生しない。				

舞 台	裸 火 使 用	6 承認範囲は、次による。	(4)火薬類を消費する場合は、次による。	ア 飛散した火花が燃えつきるもの		
				イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内		
				ウ 煙火は、固定して消費する(クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。)		
				エ 飛しようする煙火は、認められない。		
				オ 火薬類の取り扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱う。		
				カ 噴き出し煙火は、表2による。		
		(5)その他の裸火	ア 固体の衝撃、摩擦又は電気による火花が発生するものは、火花の飛散範囲が2m以内			
			イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内			
			ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限度とする。			
		7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性、性能が確認できるものであって、演技上必要最小限とする。				
危 険 物 品 持 込 み	1	従業員等による監視体制が講じられている				
		2 消火器具を設ける。				
	3 承認範囲は、次による。	(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満				
		(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の100分の1未満				
		(3) 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量0.5kgに相当する個数未満				
		(4) 火薬類(打上げ煙火を除く煙火に限る。)は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満	ア 0.1g以下のものは、50個			
イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個						
4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、上記裸火使用欄の7による。						

公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられている。			
		2 消火器具を設ける。			
		承認範囲は、次によ	(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満		
			(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の20分の1未満		
(3) 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量5kgに相当する個数未満					

表2 噴き出し煙火の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記
舞台使用	裸火	1 実験により特性の確認を行う。		
		2 煙火は、固定して消費する。		
		3 飛散した火花が燃えつきるもの		
		4 火花の飛散範囲は、2m以内		
		5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料(不燃性のシート、準不燃材料等)で覆う。		
		6 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m、周囲2mには、可燃物を置かない。		
		7 火花の飛散範囲内に演技者等がない。		
		8 火花の飛散範囲から6m以内に観客がない。		
		9 消費中の煙火は、移動しない。		
		10 煙火消費後、排煙の措置を講ずる。		
		11 消火器具を増設するほか、屋内消火栓設備の準備をする。		
		12 火薬類の取り扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱う。		

飲食店等の解除承認チェックシート

解除承認する場所・行為について審査し、結果を「○」「×」「／」で記入

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記		
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限る。				
		2 喫煙設備を設ける。				
		3 消火器具を設ける。				
		4 従業員等による監視体制が講じられている。				
舞台	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離の確保				
		2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない。				
		3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられている。				
		4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられている。				
		5 消火器具を設ける。				
		6 承認範囲は、次による。	(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器			
			(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具(カートリッジ式器具に限る。)			
		(3) 火薬類を消費する場合は、次による。	ア 音又は煙を出すための煙火に限る。			
			イ 煙火は、固定して消費する(クッカー、拳銃等の形態による消費を除く。)			
			ウ 火薬類の取り扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱う。			
(4) その他の裸火	ア 固体の衝撃、摩擦又は電気による火花が発生するものは、火花の飛散範囲が2m以内					
	イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内					
	ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限度とする。					

舞台	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられている。				
		2 消火器具を設ける。				
		3 承認範囲は、次による。	(1)危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満			
			(2)可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の100分の1未満			
			(3)可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量0.5kgに相当する個数未満			
(4)火薬類(打上げ煙火を除く。)は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満	ア 0.1gグラム以下のものは、30個					
	イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個					
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられている。				
		2 消火器具を設ける。				
		3 承認範囲は、次による。	(1)危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満			
			(2)可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の20分の1未満			
			(3)がん具煙火(クラッカーに限る。)は、総薬量0.1kgに相当する個数未満			
(4)可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量5kgに相当する個数未満						

百貨店等の解除承認チェックシート 解除承認する場所・行為について審査し、結果を「○」「×」「/」で記入

指定場所	禁止行為	審査基準		審査結果	特記	
売場	電気	1 使用する場合は、食料品の陳列販売部分以外				
		2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離の確保				
		3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない。				
		4 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられている。				
		5 消火器具を設ける。				
		6 出入口(公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。)及び階段等(階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。)から水平距離5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)				
		7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れている(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)				
	裸火使用	気体・固体	1 上記電気欄1から7までによるほか、次の範囲に限る。	ア 消費量は、1個につき58kw以下、総消費量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して175kw以下		
				イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されている(カートリッジ式器具を除く。)		
				ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器である。		
		(2)固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日について木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のもの5kg以下				
		2 使用する場所は、不燃区画されている。				

売 場	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられている。			
		2 消火器具を設ける。			
		3 出入口(公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。)及び階段等(階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。)から水平距離3m(危険物(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。)第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。))の場合にあっては6m)以上離れている(不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。))。			
		4 火気使用場所から水平距離5m以上離れている(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。))。			
		5 保管については、密栓を行い、他の物品と隔離する。			
		6 承認範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次による。	(1)危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満		
			(2)可燃性固体類及び可燃性液体類は、条別表第2に定める数量の10分の1未満		
	(3)可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量5kgに相当する個数未満				
	7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、上記裸火使用(気体・固体)欄の2による。				

審査基準(その2)

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記
通常顧客の出入りする部分 催事場等	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離の確保		
		2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない。		
		3 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられている。		
		4 消火器具を設ける。		
		5 出入口(公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。)及び階段等(階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。)から水平距離5m以上離れている(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。))。		

通常顧客の出入りする部分

催事場等

裸火使用

	<p>6 危険物品その他の可燃性の可燃物から水平距離5m以上離れている(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p>		
<p>7 承認範囲は、次による。</p>	<p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p>		
	<p>ア 消費量は、1個につき58kw以下、総消費量は、同一承認単位内に存する売場と合算して175kw以下</p>		
	<p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置等が設置されている(カートリッジ式器具を除く。)</p>		
	<p>ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器である。</p>		
	<p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具          使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のもの5kg以下</p>		
<p>危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられている。</p>		
<p></p>	<p>2 消火器具を設ける。</p>		
<p></p>	<p>3 出入口(公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。)及び階段等(階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。)から水平距離3m(危険物(危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。)の場合にあっては6m)以上離れている(不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p>		
<p></p>	<p>4 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p>		
<p></p>	<p>5 保管については、密栓を行い、他の物品と隔離する。</p>		
<p>催事場等</p>	<p>6 承認範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して、次による。</p>	<p>(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満</p>	
<p></p>	<p></p>	<p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の10分の1未満</p>	
<p></p>	<p></p>	<p>(3) 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量5kgに相当する個数未満</p>	



通常顧客の出入りする部分	兼営事業部	裸火使用	上記催事場等裸火使用の項の1から7までによる。		
		危険物品持込み	上記催事場等危険物品持込みの項の1から6までによる。		
	直接外気に開放された部分	裸火使用	上記催事場等裸火使用の項の1から7までによる。		
		危険物品持込み	上記催事場等危険物品持込みの項の1から6までによる。		

屋内展示場の解除承認チェックシート

解除承認する場所・行為について審査し、結果を「○」「×」「／」で記入

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記	
公衆の出入する場所		1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離の確保			
		2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない。			
		3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられている。			
		4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられている。			
		5 消火器具を設ける。			
		6 出入口(公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。)及び階段等(階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。)から水平距離5m以上離れている(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)			
		7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れている(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)			
	8 承認単位は、次による。	(1)電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器	ア 消費量は、1個につき58kw以下、総消費量は、175kw以下		
			イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置等が設置されている(カートリッジ式器具を除く。)		
			ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器である。		
		(3)液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器。ただし、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。			
		(4)固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器。ただし、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。			
		(5)火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね10cm以内			

公衆の出入する場所	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられている。		
		2 消火器具を設ける。		
		3 出入口(公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。)及び階段等(階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。)から水平距離3m(危険物(危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。)の場合にあつては、6m)以上離れている(不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)		
		4 火気使用場所から水平距離5m以上離れている(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)		
		5 保管は、密栓を行い、他の物品と隔離する。		
		6 承認範囲は、次による。	(1)危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満	
	(2)可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の10分の1未満			
	(3)可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量5kgに相当する個数未満			

# スタジオの解除承認チェックシート

解除承認する場所・行為について審査し、結果を「○」「×」「／」で記入

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記	
撮影用のセットを設ける部分	喫煙	1 演技上必要なものに限る。			
		2 喫煙設備を設ける。			
		3 消火器具を設ける。			
		4 従業員等による監視体制が講じられている。			
	裸火使用	6 承認範囲は、次による。	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離の確保		
			2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない。		
			3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられている。		
			4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられている。		
			5 消火器具を設ける。		
			(1)電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器		
			ア 消費量は、1個につき58kw以下、かつ、総消費量は、175kw以下		
			イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置等が設置されている(カートリッジ式器具を除く。)		
		ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器である。			
		ア 舞台上、演技上必要なものに限る。			
		イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100cc以内			

撮影用のセッ  
トを設ける部分

裸火使用

6 承認範囲は、次による。

<p>(3)液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限る。</p>	ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてある。			
	エ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内			
	オ 燃焼の炎は、安定継続するもの			
	カ 燃焼に際し火の粉が発生しない。			
	<p>(4) 火薬類を消費する場合は、次による。</p>	ア 飛散した火花が燃えつきるもの		
		イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内		
		ウ 煙火は、固定して消費する(クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。)		
		エ 飛しようする煙火は、認められない。		
		オ 火薬類の取り扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱う。		
		カ 噴き出し煙火は、表2による。		
	<p>(5) その他の裸火</p>	ア 固体の衝撃、摩擦又は電気による火花が発生するものは、火花の飛散距離が2m以内		
		イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内		
ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限度とする。				
1 従業員等による監視体制が講じられている。				
2 消火器具を設ける。				

撮影用のセットを設ける部分	危険物品持込み	3 承認範囲は、次による。	(1)危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満		
			(2)可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の100分の1未満		
			(3)可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量5キロkgに相当する個数未満		
			(4)火薬類(打上げ煙火を除く煙火に限る。)は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満	ア 0.1g以下のものは、50個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個	

表2 噴き出し煙火の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記
撮影用のセットを設ける部分	裸火使用	1 実験により特性の確認を行う。		
		2 煙火は、固定して消費する。		
		3 飛散した火花が燃えつきるもの		
		4 火花の飛散範囲は、2m以内		
		5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料(不燃性のシート、準不燃材料等)で覆う。		
		6 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m、周囲2m以内には、可燃物を置かない。		
		7 火花の飛散範囲内に演技者等がない。		
		8 火花の飛散範囲から6m以内に観客がない。		

		9 消費中の煙火は、移動しない。		
		10 煙火消費後、排煙の措置を講ずる。		
撮影用のセットを設ける部分	裸火使用	11 消火器具を増設するほか、屋内消火栓設備の準備をする。		
		12 火薬類の取り扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱う。		

# 重要文化財等の解除承認チェックシート

解除承認する場所・行為について審査し、結果を「○」「×」「／」で記入

指定場所	禁止行為	審査基準	審査結果	特記
建造物の内部及び周囲	喫煙	1 関係者等による監視体制が講じられている。		
		2 危険物品その他の可燃性の可燃物を取扱う場所の付近としない。		
		3 喫煙設備を設ける。		
		4 消火器具を設ける。		
		5 整理、清掃等の措置が講じられている。		
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離の確保		
		2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない。		
		3 関係者等による監視、消火等の体制が講じられている。		
		4 消火器具を設ける。		
		5 承認範囲は、次による。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のもの5kg以下		
	危険物品持込み	1 関係者等による監視体制が講じられている。		
		2 消火器具を設ける。		
		3 承認範囲は、次による。 (1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満		
		(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の50分の1未満		
		(3) 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総重量10kgに相当する個数未満		